
中小企業信用保険法施行令

(中小企業者の範囲)

第1条 中小企業信用保険法(以下「法」という。)第2条第1項第1号の政令で定める業種は、次に掲げる業種以外の業種とする。

- 一 農業
- 二 林業(素材生産業及び素材生産サービス業を除く。)
- 三 漁業
- 四 金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。)

2 法第2条第1項第1号の2に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数、次の表のとおりとする。

	業種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
1	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円	900人
2	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
3	旅館業	5000万円	200人